

大正初期の書簡文教授の内実

—東京高等師範学校附属小学校主催全国訓導協議会報告を中心に—

The Nature of Teaching Letter Text Comprehension in the Early Taisho Period: Focusing on Presentations and Reports at the National Instructors' Conference Organized by the Elementary School Attached to Tokyo Higher Normal School

中嶋 真弓(Mayumi NAKASHIMA)

1. はじめに

1913(T2)年5月24日から5月26日の3日間、東京高等師範学校附属小学校主催の全国訓導協議会(第一回国語科)が開催された。「会議の経過」の記録をみると、25府県、86名の参加者があったという。5月24日の記録には、初等教育研究会主幹佐々木吉三郎の開会の辞があり、その後「綴方教授(第一部)に関するもの、綴方教材及日用文に関するもの約三十題の報告を終ふ。」とある。大正期に入ってからでも日用文に関する発表はなされていることが分かる。日用文においては、明治30年代には、日用文廃止論、改良論が起り議論され、文体においては、言文一致体の勢いが増し、それに伴い候文体の衰退がみられる時期である。また、1913(T2)年には、書くことの教育を代表する芦田恵之助が『綴り方教授』を刊行した年でもある。

そこで本稿では、芦田恵之助の書簡文の捉え、そして、第一回国語科の全国訓導協議会に提案、発表された書簡文に関わる論文を中心に大正初期の書簡文がどのように捉えられ、教授されていたか、どのような課題を含んでいたかを整理、検討することを目的とする。これが、書簡文教材史の一助になると考えるからである。

全国訓導協議会(第一回国語科)の書簡文に関する発表がなされた資料名、発表者は以下のようである。なお、番号は、記録にあるものをそのまま使用した。

・第二部 綴方教材

- 20 綴方教材選択の標準に関する意見 京都市日彰小学校 長谷川宥太郎(*これは書簡文の提案ではないが、いくつかの書簡文の教材名が載っているので取り上げる。)
- 24 綴方教授細目につきて 栃木県女子師範学校附属小学校 平野安兵衛
- 25 綴方教授細目の改良につきて 山梨県甲府市富士川小学校 萩原頼平
- 52 綴方に於ける日用文の教材選択について 福井県南条郡武生西小学校 牧野眞澄
- 53 候文につきて 兵庫県加古郡天満小学校 山田幾次
- 55 綴方に於ける日用文の教授につきて 愛知県賓飯郡下地小学校 宮野勇太郎
- 56 書簡文の作法について 岡山市深砥小学校 渡辺柳三郎

・第三部 綴方方法

- 30 綴方教授の系統について 京都市新道小学校 山崎隆(*これは書簡文の提案ではないが、いくつかの書簡文の内容項目が載っているので取り上げる。)

2. 芦田恵之助『綴り方教授』にみる書簡文教授

芦田恵之助は、1913(T2)年に、『綴り方教授』を刊行している。その中で、芦田恵之助は、書簡文について特に尋常4学年の章で自分の考えが変化したことも含めて次のように述べている。

口語体の書簡文でも、一定の型にはめて教へると、その結果がよいといふ意見が、一般教育者間に行はれてゐる。即ち招待文でいへば、まづ時日・場所・事件・招待することばといふ順序に排列させる類である。(中略)余もかつてはこの論者で、書簡文の教授の秘訣は之を措いて他に良法はないと信じてゐた。しかしよくよく考へてみると、これでは書簡文は普通文と歩調をあはせてすゝむことが出来ぬ。のみならず、綴り方教授の厄介物であるといはねばならぬやうな気がする。余はこの頃目がさめた。(pp. 211-213)。

芦田恵之助は、書き手にとって招待することが必要かつ明瞭であれば、日付や場所等を書くのが当然であるとするのである。そして、現状の書簡文教授を次のように評している。

招待文の必要も感ぜず、招待する場合の事情も明かならぬものに、強ひて招待文を書かせようとするから、例の型を授くる窮策が案出されたのである。之が為に真情流露の書簡文が蹂躪された事は何程だか知れぬ(P. 213)。

ここから、芦田恵之助の型についての考え、書簡文における文題の与え方、そして、それを踏まえた教授について看守することができる。

さらに芦田恵之助は、次のように述べている。

書簡文は親切とか同情とかの発露せらるゝ場合が多く、(ことに小学校の教授に於ける書簡文は)修身科と相まつて感情陶冶の有力なる方法であるにもかゝらず、児童の之を嫌忌するは、変化なく、自然の情を拘束するからではあるまいか。余はかの型に嵌めるのを、書簡文教授の終局であり、捷徑であるやうに思つてゐるものの心なきをあはれむ(pp. 213-214)。

そして、『型は利用すべし。一刻もはやく型を脱却せしむべし。』とこれが書簡文教授の神髄」(pp. 214-215)とするのである。書簡文教授については、『綴り方の実用的方面といへば書簡文であるから、綴り方全部の教材を書簡文と定めてをる』といふ人がある。これほどでなくとも、書簡文教授の分量を多くせよといふ識者も多い。」(p. 215)、「当今の書簡文教授は紡績流である。教へておけばいつかは間にあふと心得てゐる。」(p. 224)と教育現場の実情を述べている。そして、それにもかかわらず「父兄は小学校の教育に対して、こんな小言をいふ。『私の子供は尋常六年を卒業したけれども、手紙一本ろくに書けぬ。』と。」(p. 224)学校現場を批判し嘆いているというのである。

では、芦田恵之助は書簡文の教授をどのように考えているのであろうか。芦田恵之助は、仮設の文題を廃して学習者の実際の生活から文題を選ぶことが重要だと述べている。そうすることによって、学習者は「自然真情のこもつた文章を会得し、現今の少青年の文のやうに、浮薄の傾向あるものは一掃せらるゝことと思ふ。」(p. 225)と述べている。文題が大人の文題であり、学習者の実態に即していないことによるもので、「学校の書簡文と社会の書簡文との間に大いなる懸隔あることを思う」(p. 218)と述べている。そして、「何故に児童相当に真情のあふれた

文をかかせないのだらう。」(p. 218)とも述べている。また、「綴り方教授に於て、形の整うて精神の欠けたものよりも、形は不備でも、実感の充実してをるものが尊いと思ふ。」(p. 226)ともしている。

芦田恵之助は、文体については尋常五学年で「義務教育に於ける綴り方の第一義は、口語体で思想を自由に発表し得るといふところにある。故に文語文や候文は口語体の文から出発して、他日完成し得る基礎を築いておかうといふに過ぎない。(中略)余は何処までも口語体を本体として、文語文と候文はたゞその端緒をひらくのみで満足しなければならぬとおもふ。」(p. 244)としている。そして、「尋六に於ける候文は口上書が書ける位を程度としなければならぬ。口上書とは普通文の中要である。これに前文と結尾をつければ、立派な書簡文になるのである。」(p. 368)とも述べている。

芦田恵之助の文言から、当時の書簡文教授の状況として、書簡文教材を増やし教授する考えの教員が多くいること、大人の実用を学習者に押し付ける教授がなされていること、実用重視の作文教育の中で、多くの書簡文や候文体の書簡文を社会に出てからのために学ばせる必要があること等の実情があることが分かる。そして、そのような教育界の現状を踏まえた上で、大人の実用ではなく、学習者の生活に即した文題を提示する必要性を述べている。その根底には、芦田恵之助が書簡文も真情流露の文章であること、児童の思想を自由に発表することができるものとの捉えがあるからだと考える。とかく書簡文は型があり、それを教授する必要があるといわれる。芦田恵之助も、それは理解しながら、最終的にそこから脱却し、自分の文章にしていくことが大切だと主張するのである。型はあるが、それが重要ではなく学習者の書く意欲、思想が自ずと発揮され、書いていくそれこそが大切だとするのである。このような面からみると、書簡文もまた普通文同様書く力を育成するための学習内容として重要であることが分かる。

このような書簡文における教育現場の状況がある中で、東京高等師範学校附属小学校主催の全国訓導協議会(第一回国語科)が開催されたのである。会議の中でも書簡文に関する内容が多く発表されている。広滝道代(1994)は、大正初期から大正8年までの書簡文教授について「書簡文教授の改良論が支配し、書簡文の教授方法・その指導の開始時期・指導内容・教授組織について、現場の意識にもとづいてまとめられた論考を多くみることができる。」(p. 78)と分析している。

3. 全国訓導協議会(第一回国語科)にみられる書簡文教授とその内実

本節では、1913年大日本図書より発行された『教育研究』臨時増刊に掲載されている各発表者の論文(発表内容)等をもとに整理していく。

3.1. 綴方教材選択の標準に関する意見 京都市日彰小学校 長谷川宥太郎

本発表は、書簡文の提案ではないが、いくつかの書簡文の教材名が載っていることからここに取り上げることとする。

長谷川宥太郎は、児童(第3学年から第5学年の男女児童を対象に)の教材に対する好悪状態を6観点から調査し、その結果を教授細目や教材選択に活用すればそれが一般の標準になると

している。そして、その調査を行う根底には、「児童中心主義を離れて居やしないかと思う」(p.96)ゆえに、児童の傾向を知る必要があると述べている。下記に、その中の3項目を取り上げ、そこに登場する書簡文教材を抜き出してみる。なお、書簡文が取り上げられていない学年は記載していない。表中の％は、長谷川宥太郎によるものである。

綴方文題選択標準となるべき活材		
学年	男	女
1 児童が最面白く感じたる文題		
4年	・奉公さきより父母のもとへ(56%)	・病気見舞の文(10%)
5年	・米の註文(17%) ・講話会案内文(5%)	・火事見舞文(37%) ・註文状(19%) ・入学を祝ふ文(15%) ・近況を知らする文(15%) ・欠席届(7%)
2 児童の最困難に感じたる文題		
4年	・苺を送る文(16%)	
5年	・米の註文(15%) ・近況を知らする文(4%)	・註文状(40%) ・欠席届(33%) ・近況を報ずる文(22%) ・入学を祝ふ文(19%) ・火事見舞の文(19%)
3 児童の自選文題とは如何なるものか(どう云ふ文題を与へて貰つたら綴方をやるか)		
5年	・種子の註文(5%) ・復習会に人を誘ふ(3%)	・散歩に誘ふ文(55%) ・花見に招く(7%)

また、長谷川宥太郎はその他参考資料として「文体はどれが好きか」を第6学年女子に聞いた調査として「好むもの 口語文 90%、伝記文 40%、文語文 9%、嫌ふもの 候文体 40%、説明文 11%、伝記文 11%、口語文 11%、文語文 11%」の結果も載せている。

長谷川宥太郎の発表から、児童中心主義といわれながらも、教師主導での教授がなされていることが看取できる。文題においては、特に女子が好む文題として誘う文(誘引文)、招く文(招待文)とあるが、これらの文題であれば、児童にとっても自分の生活の中に現実的に起こるものであり、書いてみる意義があると考えていることが分かる。

3.2. 綴方教授細目につきて 栃木県女子師範学校附属小学校 平野安兵衛

平野安兵衛は、綴り方教授を系統的に行うために教授細目の修正を行ったことを発表して次のように述べている。

日用文に対しては、尋常科に於いては極く平易な教材、それを以て綴り得るだけにしたい。高等の方では、普通世間にある候文を以て綴るやうにして見たい。(中略)尋六に於ては、是は普通文或は日用文に稍や文語体を多く加へて、さうして教法の方では自作の方を重にする(p.100)。

平野安兵衛は、尋常科は口語体中心で書かせ、高等科においては候文体で書くことができるようにしているというのである。学年発達をこのように捉えて教授細目を立案しているのである。

3.3. 綴方教授細目の改良につきて 山梨県甲府市富士川小学校 萩原頼平

萩原頼平は、教授細目改良の要点及びその効果について「児童の個性を尊重し、従って自由発表を重んずる傾向になつた事であります。斯うなつて来ました結果、勢ひ文体選択の標準が著しく変つて、児童の経験したこと実生活に触れて居るもの、それを文題とするやうになつて、文章則生活と云ふ事が児童の綴方にまで唱へられて来ました。」(p. 102)としている。そして、新細目の作例を提示しているが、ここでは日用文の欄のみ引用する。

週	文種	内容文体	形式文体	備考(教授したる或はせんとするものを)
第6週	日用文	報知文	口語敬体	1、範文清書 2、模作、報知の事柄をかへて二三題を綴らしむ。

長谷川有太郎の文言の中に「児童中心主義」から離れていると危惧している文言があるが、萩原頼平においても、「児童の個性を尊重」というように、学習者側に寄り添った教授、学習者の生活や経験から文章表現できる文題の工夫が重視されていることが分かる。そして、平野安兵衛、萩原頼平の両氏が教授細目の改良について提言していることから、書簡文においては、教授法はもちろんであるが、どの学年でどの程度まで教授するか、どのような文題を提示するか、候文の扱いをどのようにするか、社会の思潮とどのように関わっていくか等多くの課題を有しながら教授されていることが看取できる。

3.4. 綴方に於ける日用文の教材選択について 福井県南条郡武生西小学校 牧野眞澄

牧野眞澄は、日用文の教材選択について発表している。牧野眞澄は日用文には対者があるために「普通文が作れたからと云ふて、日用文が容易に作れるものではないと云ふことは申すまでも無い」(p. 113)と述べているように、普通文と日用文の教授には違いがある立場をとっている。そして、日用文の成績が上がらない理由として、①読本に日用文採録が少ないこと、②色々教材を選択したり系統立てて課するために読本と関係のない学習となってしまうこと(牧野はこの②については、「是は私の地方だけでございますが」(p. 113)とも述べている引用者補)、③思想を軽視し面倒な形式のみを児童に教授すること、をあげている。そして、その対応策として、「児童が是まで読本に於て習つたものを使つて綴るやうなさう云ふ文題を選択する事が必要」(p. 113)というように日用文の課を増やすこと、読本との関わりを大切にすること、児童の思想を重視すること等を提案している。

日用文の教授時期としては、尋常小学第一学年からその端緒を開く必要があると述べている。そして、教材配列については、「これまでは、或は日用文の各種類を系統的に読本とは無関係に各学年各学期各週に配当したり、或は思ひつき次第に文題を選定して無主義に無秩序に課して居つたりしたのではなからうか。(中略)何といつても綴方は読方の応用方面であるから、日用文を書かせるについても、読方で学んだ文字語句を如何に応用すべきかといふことを知らせて置くことが必要であるのである。即ち日用文と雖もやはり読本に関連した教材を選択して、

しかも各種の文を適当に練習せしめ得る様に考へて排列すべきものである」(p. 114)とも述べている。

牧野眞澄は、読本と作文との関連の中で、書簡文を書くことにおいては、読本を十分に生かすことが大切だと述べているのである。仮設の文題で無理に書簡文を作らせるのではなく、読本で学んだ事柄や言葉を生かして書くことを提言している。見方をかえるならば、国語科内の連絡の在り方が円滑になされていない現状があるということである。

日用文と普通文とのかかわり、そしてその教授の割合、互いの教授の在り方にもいろいろな考えがある。その点については中嶋真弓(2024)が着目し論じている。

牧野眞澄の日用文教材を増やすという提案に対して、討議の中で会長(佐々木吉三郎)は、「日用文などは地方の事情に依つては、随分量を多くしても宜い、寧多くしなければならぬ場合もあるであらうと思ひますが、」(p. 116)とした上で、地方の事情により「余程分量が違ひますから、其辺の御斟酌を願ひたい」(p. 116)とも付け加えている。

3.5. 候文につきて 兵庫県加古郡天満小学校 山田幾次

山田幾次は、冒頭で「世の中には随分候文体殊に書簡文に反対せられる人もあつて、一般の声と云ふものは先づ普通文を多く課すべし。普通文が充分児童の頭に入つたならば、書簡文は自然必要に迫つて現はれて来るといふのが、どうやら一般の声らしいのであります。最もそれはその通りでありませうけれども、実際に於ては矢張り書簡文を大に要求して居ります。殊に其中でも候文体と云ふものに対しても、一般に国民教育の基礎である以上は口語文でも結構である。候文は実際に困難にして課すべきではなからうと云ふやうな説も、時々伺ひますが、併し今日の社会は候文の一通りの読方書方を要求して居ります。(中略)尋常六年を卒業しても手紙が読めないと云ふことは、到る處父兄が告白して居るが、其点から考へると、一般社会の人は候文を一通り要求して居ると云ふ事は明かであります。今一つは日常の生活上書簡文が必要である(後略)」(pp. 117-118)と述べている。

山田幾次は、書簡文の教授は困難ではないという立場から「読方と連絡をしてやつたならば、之を教授するに付て別段の技量を要する事ではなからうと思ふし。(中略)教科書を読むで解したら事足りると思ふ。尚一步進めて、其文章を解剖して、応用の利くやうにしつかりと土台を作つたならば、候文と云ふものは決して特別の技量を要しないし、且つ学習にも困難でなからう」(p. 118)と述べている。

山田幾次も牧野眞澄同様、読方と書方との連絡について相互の連絡が重要であることを述べている。そして、やはり社会が求める書簡文を学校教育で教授する必要がある、そこに注視しながらも社会の要求に応えるべく教授する必要があるとしているのである。書簡文が当時の社会生活において実用的なものゆえに、教科内容としての書簡文との乖離が常に問題としてつきまとっているといえる。

3.6. 綴方に於ける日用文の教授につきて 愛知県寶飯郡下地小学校 宮野勇太郎

宮野勇太郎は「今日世間から小学校を卒業しても、端書一枚満足に書けぬと云うて非難を受ける」(p. 119)理由として、「普通文に力を入れて日用文を軽視した罪であらうと思ふ。で普通

町村の住民として実用的価値の多いのは、普通文よりも日用文の方面で、普通文を書く事は少ないが日用文は常に必要なもの」(p. 119)と述べている。そして、地域性として、尋常科や高等科卒業後は、大部分が実業に就くことから、尋常6年に日用文を多く学べるようにしていると述べている。その理由として「私の地方に於ては候文の必要と云ふことをやかましく云ふて居ります。吾々は実は口語文で、出来るならば候文は廃めたいと云ふのが理想でありますけれども、まだ社会は此候文の必要を認めて居りますからして、どうしても候文を尋常六年ではやつて置かないといかぬ」(p. 119)としている。また、日用文教材については、「文題選択の標準は最も興味ある材料を取る事、文題は児童の経験内から取る事、其次に文題は既設及び偶発事項に関係したものから取る、例へば暑中見舞とか或は寒中見舞と云ふやうなもの、偶発事項としては、火事見舞とか或は私の地方では大水が出ますからさう云ふ大水の見舞とか云ふものを書かせる。それから文題は成べく実用的のものを取る事、即ち大人的のものでなく、成べく児童に必要なものから取る」(pp. 119-120)とし、読本の日用文を模範として練習、反復させる教授について述べている。

宮野勇太郎は、文体各学年配当表、日用文教材配当表として下記の資料を提示している。なお、本資料「文体各学年配当表」は後述する総会で第一案として提示されることとなる。

		尋常二	尋常三	尋常四	尋常五	尋常六	高等一	高等二
日用文	口語	—	3	4	3	2	1	1
	候文	—	—	—	2	4	4	4
普通文		10	7	6	5	4	5	5

	尋常三	尋常四	尋常五	尋常六	高等一	高等二
実用的材料	報知	報知 問合 依頼 電報	報知 問合 注文 案内 依頼	報知 発送 注文 案内 貸借 公用文	報知 督促 依頼 貸借 注文	報知 督促 依頼 紹介 送状 公用文
社交的材料	謝礼 見舞	誘引 見舞 贈呈	誘引 見舞 祝賀	招待 謝礼 祝賀 贈呈	慰問 見舞 謝罪	祝賀 忠告 吊慰

地域の実情にもよるが、やはり社会が候文体の書簡文を求めている以上は、学校現場で教授する必要があるとしている。また、文題は、児童の実態に合わせたりその地域に見合う内容のものを提示したりとしている。

ここまでの発表者の多くが「卒業しても手紙一本書けない」という内容を発している。当時、保護者、地域、社会が国語科に何を求めていたかを象徴しているかのようでもある。

3.7. 書簡文の作法について 岡山市深砥小学校 渡辺柳三郎

渡辺柳三郎は、「尋常小学校に於ては従来の書簡文、即ち候文はどうか改良して行かなければならぬ物」とした上で、「手紙は対話をする通りに書けば宜いと云ふことが、自然の通りに叶つて居る」(p. 121)としている。それにもかかわらず候文体で書かせることによって「候へば、候はゞ、間敷やと云ふやうな所謂紋切形の語句を誣ゆることに依つて、児童は是等や筆端窘束して逆も自由自在に己が思想を書現はすことは出来ない」(p. 121)と批判している。そして、「尋常小学校に於きましては、全然候文を廃して、口語文となさなければならない」(p. 122)と主張している。

渡辺柳三郎の主張は、正に当時の学校現場の願いでもあることは、前述した発表内容からも分かる。小学校の文体は口語文体、書簡文においても学習者の自由な思想で書くことが求められているのである。

3.8 綴り方教授の系統について 京都市新道小学校 山崎隆

本発表は、書簡文の提案ではないが、いくつかの書簡文の教材名が載っていることからここに取り上げることとする。

山崎隆は、勤務校が児童中心主義のもとで基本時代、構成時代、完成時代という三期を設定し、綴り方教授を系統立てて実践していることを発表している。その中で、各学年でどのような書簡文の内容項目を扱っているかを述べていることから、ここに引用する。なお、内容項目のない学年は記載していない。

綴り方教授の系統案				
学年	基本時代 第2学年	構成時代 第3学年	構成時代 第4学年	完成時代 第5・6学年
处世方面	本文即ち用事のみを書く手紙	見舞 依頼	招待 通知 贈与 送り状 受取證 等を加ふ	註文 貸借 誘引 謝礼 祝賀 吊慰 督促 預り證 欠席届 等を加ふ

以上、各発表者の内容を整理したのであるが、協議会内で行われた第二部会の報告案として、日用文においては、次のようなまとめがなされている。

一 日用文の教授は大いに重んぜざるべからず

実用的価値の上より。特殊の形式を有するにより特別の練習を要す。綴り方の成績をよくする上より。

二 尋常小学校に於て課する日用文について

- 甲 口語体のみに限らんとする説
- 乙 候文をも練習せんとする説

三 日用文を課する始期分量及び其の種類について

- 甲 初学年より口上書類を課し日用文としての特別練習は之を三学年以上に課せんとする説
- 乙 同四学年より課せんとする説
- 丙 郡村地方にては比較的多く課せんとする説

さらに総会では、上記の報告案を受けて、次のような議論がなされた。特に日用文についての部分を取り上げることとする。なお、番号は参加者の番号である。

- ・73：第二の乙の候文をも練習せんとする説と云ふのは、程度はどれほどですか、理解だけに
するか或は綴る方まで養ふか、それをうかゞひます。
- ・60：（前略）尋常小学校に於ては可なり書け得るだけにし、高等に於ては口語文程に行か
なくても、尋常よりはもつと進んだ程度にやらせる（後略）(p. 143)。
- ・会長(佐々木吉三郎)：詰り書けるまでやる(後略)。
- ・60：尋常科は分ると云ふことが重い。高等科は成べく書けると云ふ所まで行く。
- ・31：唯今の御説明に依ると、尋常科は作らせる必要がないやうであります。
- ・60：此處では課すると云ふのでありますから、やらせると云ふことは明かであります(p. 144)。
- ・会長(佐々木吉三郎)：口語体のみに限らむとする説は、社会が認め、法令が認めれば、何時
からでも実行が出来ますから、それに付いて細かな案は承知しなくて
も宜しいが、候文をも練習せむとする説及び郡村では比較的多く課す
ると云ふ説に対しては、此の会の決議としては、最高限度と云ふか、
適当な案と云ふか、何か参考になる事を載せなくては、餘り漠然とし
て、どうも拠り所が無いやうに思ひますから、(後略)(p. 144)。

会長である佐々木吉三郎の意見を受け、日用文と普通文との割合として三つの案を提示して
いる。第1案は55番説(前述した宮野勇太郎の説、前述参照のこと)、第2案45番説、第3案
は60番説である。そして、賛同する案を開いたところ、第1案6名、第2案3名、第3案35
名の賛成者がいたとある。

第2案(45番説) 文体各学年配当表								
		尋常二	尋常三	尋常四	尋常五	尋常六	高等一	高等二
日用文	口語	5	5	5	1	—	—	—
	候文	—	—	—	4	5	—	—
普通文		5	5	5	5	5	—	—

第3案(60番説)文体各学年配当表								
(甲)小学校教育のみにて終る児童多き学校								
		尋常二	尋常三	尋常四	尋常五	尋常六	高等一	高等二
日用文	口語	—	—	2	2	2	2	2
	候文	—	—	—	1	2	2	2
普通文		10	10	8	7	6	6	6
*備考 ・尋常二は第二学期よりとす。 ・尋常三以下にても口上書類は課す。								
(乙)中学校に入学児童多き学校								
		尋常二	尋常三	尋常四	尋常五	尋常六	高等一	高等二
日用文	口語	—	—	2	2	2	—	—
	候文	—	—	—	—	1	—	—
普通文		—	10	8	8	7	—	—
*備考 ・尋常三以下にても口上書類は課す。								

以上、本協議会における書簡文に關係する發言や資料を整理した。

牧野眞澄の發表の中には「先程より皆さんの御述べの通り、小学校を卒業しても手紙が書けないと云ふ声は到る處にある」(p. 114)や、山田幾次の發表の中に「尋常六年を卒業しても手紙が読めないと云ふことは、到る處父兄が告白して居る」(p. 118)、宮野勇太郎は「今日世間から小学校を卒業しても、端書一枚満足に書けぬと云うて非難を受ける」(p. 119)というように、書簡文を書くこと、読むことは当時の社会生活において重視されていたことが分かる。つまり、書簡文教授、その中での候文体は、社会の要求から小学校教育において教授せざるを得ない教科内容であることが分かる。そして、書けない理由として、普通文重視の傾向があることが看取できるのである。

読方と綴方との連絡においては、牧野眞澄は読本に關係のある内容、読本で習ったものを使って綴れるように文題を選択する必要について述べ、山田幾次は候文の教授においてその連絡の重要性について触れている。また、宮野勇太郎は、読本の日用文を模範として、練習、反復させる教授について触れている。

日用文の教材としての分量においては、牧野眞澄は読本に日用文の採録が少ないことを指摘し、多くすることを述べている。また、宮野勇太郎は、「町村の小学校に於て、日用文を課する割合を猶少して多くして、尚一層力を入れて授けなければならぬ」(p. 119)としている。日用文の採録の分量は、地方によってその分量への違いがみられる。それは、町村の日用文の期待度、活用にも影響していることが看取できるのである。

4. おわりに

本協議会の会長である初等教育研究会主幹佐々木吉三郎は、1902(M35)年に『国語教授撮要』(育成会)、1907(M40)年に『国語教授法集成』上・下巻(育成会)を刊行している。広滝道代(1994)は、『国語教授法集成』について「明治40年代にあつて、国語教授法関係の文献として貴重な存在をなしている」(p.78)と評している。佐々木吉三郎の書簡文についての考えは『国語教授法集成』下巻に次のように述べられている。広滝道代もこの点に着目しているが、本稿においても引用する。

目今の世の様は、候文体が次第におとろへて、口語体のものが、だんだん勢力を得て来ますが、かくても、日用文体を別にたてゝ論ずる必要があるかとは、一般に疑問とせられてをるやうであります、私は、日用文には、日用文特有の注意が必要で、思想の選択がおのづとかはつて来るものと考へます。それですから、たとひ口語体の日用文のみ行はるゝ世となつても、別に一体として、取扱を工夫することが必要であります。しかし、普通文の教授が日用文の教授に多く関係せぬものゝやうに説く者がありますが、その言は実に無意味であります。さればとて、普通文の教授さへすゝめば、日用文は自然に書くことの出来るものゝやうに説く者も、あまりに早合点にすぎるかとおもひます。とにかく、綴り方教授の上には、彼此明に區劃して、それ相当に、取扱ふことが、大切であります。文部省が、明治三十三年の改正教則中に、日用書類といふ語を刪づられたのは、蓋し発表の形式を單純にせうといふ意であります。この日用書類といふ語は、明治五年の学制發布以来、作文中の重要な地位におかれたもので、一時は、作文教授即ち、日用書類の教授といふ風に用ゐられたことがあります。それが三十三年の改正で刪除せられて、それとゝもに、候文体の生命は、殆ど消滅したかとおもはれます。しかし、日用書類の刪除と、日用文の否認とは、同一でありませぬから、吾人は、今もなほ口語体の日用文について、十分に研究しなければなりませぬ(pp. 27-28)。

この言説は、当時の日用文についての現状を物語っているといえる。

中嶋真弓(2024)は、明治30年代の書簡文教授の状況について「書簡文という作文において重要な位置にありながらも、特殊な文法や形式を有していることや候文体という文体が日常化している中で、どのように教授しているかは課題であったといえる。また、普通文体、言文一致体との関わりの中で、過渡期であるこの時期において、候文体が衰退していくことは分かっているでもそれを教授しなくてはいけない教育現場の状況も看取できた。日常の実用としての書簡文であるからこそ、学校教育だけではなく社会の要求にも応じる必要がある点において、書簡文教材や教授が背負うものは大きかったと考えられる。」(pp. 242-243)と述べている。明治30年代の文献には「過渡期」という文言がみられる。小学校の「国語科」が成立した時期で書簡文にとってもその位置付けに変化がみられた時期でもある。中嶋真弓(2024)は、その時期の書簡文の捉えを前述のように述べているが、本稿においても状況はあまり変わっていないことが看取できるのである。

書簡文という特殊性もあり、より多くの課題を背負いながら教科内容として教材化されてい

るのである。今後さらに社会状況も含めながら学校教育における書簡文がどのような教科内容の変遷をたどることになるかを検討していきたいと考えている。

参考文献・引用文献

芦田恵之助(1913)『綴り方教授』目黒書店.

佐々木吉三郎(1902)『国語教授撮要』育成会.

佐々木吉三郎(1907)『国語教授法集成』下巻, 育成会.

中嶋真弓(2024)「明治 30 年代の書簡文教授の動向」『愛知淑徳大学論集-文学部篇-』第 49 号, pp. 233-244.

萩原頼平(1913)「綴方教授細目の改良につきて」大日本図書『教育研究』臨時増刊, pp. 101-103.

長谷川宥太郎(1913)「綴方教材選択の標準に関する意見」前掲書, pp. 89-96.

平野安兵衛(1913)「綴方教授細目につきて」前掲書, pp. 100-101.

広滝道代(1994)「大正期における『書簡文』教授」『平安女学院短期大学紀要』巻 25, pp. 74-83.

牧野眞澄(1913)「綴方に於ける日用文の教材選択について」前掲書, pp. 112-117.

宮野勇太郎(1913)「綴方に於ける日用文の教授につきて」前掲書, pp. 119-120.

山崎隆(1913)「綴方教授の系統について」前掲書, pp. 171-179.

山田幾次(1913)「候文につきて」前掲書, pp. 117-119.

山田直之(2020)「国語科作文教育における訓育的教授の探求-芦田恵之助の綴方教育を手がかりに-」全国大学国語教育学会『国語科教育』第 87 巻, pp. 68-76.

渡辺柳三郎(1913)「書簡文の作法について」前掲書, pp. 120-122.

(本研究は、愛知淑徳大学研究助成令和 5 年度特定課題研究「明治後期から大正期における書簡文教授と児童成績(児童作品)の研究」の成果の一部である。)